黒部市議会議員政治倫理審査報告書

令和８年６月２３日

黒部市議会議員政治倫理審査会 報告書

黒部市議会議員政治倫理条例第４条の規定に基づき設置された本審査会は、令和８年３月 25 日付で提出された審査請求事案について、慎重に審査を重ねた結果、以下の通り報告する。

１　報告書の基本的枠組み（総論）

1-1. 報告の趣旨

本報告書は、黒部市議会議員政治倫理条例（以下「本条例」という。）に基づき、議長から付託された審査請求事案について、当審査会が実施した事実調査、外部有識者による専門的見解の検討、および本条例に抵触するか否かの判断ならびに措置の具申を公表するものである。

1-2. 審査会の設置及び構成

本審査会は、令和８年３月 25 日付の審査請求を受け、同年３月 31 日に設置された。客観性と公平性を担保するため、本条例第４条第２項の規定に基づき、議員の中から選出され議長に任命された以下の７名の委員をもって組織した。

【黒部市議会議員政治倫理審査会　委員】

委員長　　辻　　泰　久
副委員長　　長谷川　恵　二
委　　員　　橋　詰　真知子
委　　員　　野　村　康　幸
委　　員　　古　川　和　幸
委　　員　　大　辻　菊　美
委　　員　　中　村　裕　一

【オブザーバー（陪席）】

柳田 守 議長、中野 得雄 副議長（※発言権なし）

【議会事務局（起草・事務）】

神保 竜 議会事務局長、橋場 和博 議事調査課長、笹原 堅太郎 議事調査課課長補佐、松澤　香陽子　議事調査課庶務係長、前原 健志郎 議事調査課主任

【手続の独立性に関する注記】

第１回審査会において、審査対象議員の１人である副議長がオブザーバー同席することへの懸念が委員から示されたが、委員長決裁により「発言権のない陪席」としての取り扱いを明確にし、審査の独立性と審議への影響遮断を徹底し、同席を認めた。

２　審査請求の概要および適法性

2-1 審査請求の受理と経過

令和８年３月 25 日、当時の黒部市総務管理部長である長田等氏（以下「請求人」という。）より、柳田守議長に対し政治倫理審査請求書（以下「本請求」という。）が提出された。本請求に添付された有権者署名簿を黒部市選挙管理委員会が審査した結果、選挙権を有する有効署名数は 797 名（提出時有権者総数 32,742 名）であった。これは黒部市議会議員政治倫理条例（以下「本条例」という。）第５条第１項に定める「選挙権を有する者の総数 100 分の１以上の連署」の要件を満たしていると確認し、本審査請求は**適法**であると確認し、受理された。

その後、柳田守黒部市議会議長は、同年３月 31 日付で、本条例第４条の規定に基づき、政治倫理審査会を設置した。

2-2 審査対象議員（計８名）

会派自民同志会： 木島 信秋 議員、高野 早苗 議員、中野 得雄 議員、
家敷 誠貴 議員
会派自民志創会： 成川 正幸 議員、柴沢 太郎 議員
会派一新会： 新村 文幸 議員
黒部市議会議員： 松倉 孝暁 議員

2-3 請求者が主張する違反行為（４つの審査請求項目・原文）

令和８年３月 10 日、対象議員から議員応接室に呼び出しを受け、令和８年２月に行った管理職アンケートについて調査要求を受けた際、以下の政治倫理基準に違反する事例を確認した。

（１）当該の要求は、議会の検査権を定める地方自治法 98 条で定められた要件である議会の意志（議決）を経ておらず、過剰な要求である。

（２）当該検査権は、本来、書類等の提供を受け、議員が調査すべきものであるが、執行機関に対して調査を要求する点からも過剰な要求である。

（３）要望時に多数の報道機関が参集し、加えて議員 7 名を前に一人で対応させられたことは、威圧感を覚えざるを得ない状況であった。

（４）「期限までに回答が無い場合は、議会最終日に百条委員会設置の動議を出す」と報道機関に声高に宣言したことは、脅しと捉えた。

３ 審査の経過および外部専門家（参考人）の委嘱

3-1 審査の経過

①第１回黒部市議会議員政治倫理審査会の開催
開催日時：令和８年４月２日（木） 午後１時 30 分から午後２時 44 分まで
会　　場：黒部市役所４階　第２委員会室
実施内容：請求人からの事情聴取　（概要は、市 HP に掲載）

②第２回黒部市議会議員政治倫理審査会
開催日時：令和８年４月７日（火） 午前９時 00 分から午後０時 44 分まで
会　　場：黒部市役所４階　第２委員会室
実施内容：審査対象議員からの事情聴取（概要は市 HP に掲載）

③第３回黒部市議会議員政治倫理審査会
開催日時：令和８年５月 20 日（水） 午前 11：00 から正午まで
会　　場：黒部市役所４階　第２委員会室
実施内容：審査会委員間の事務的確認

④第４回黒部市議会議員政治倫理審査会
開催日時：令和８年６月 22 日（月） 午後３：00 から
会　　場：黒部市役所４階　第２委員会室
実施内容：審査会報告内容の最終協議

3-2 外部専門家（参考人）の委嘱

当審査会は、原則公開（映像記録、HP 掲載等）のもとで慎重に審議を重ねた。 さらに、本審査の客観性と専門性を補完するため、本条例第６条第３項に基づき、黒部市、市議会、および当事者と一切の利害関係を有しない中立の外部専門弁護士３名を参考人として委嘱し、令和８年５月 21 日（木）の午前に請求人及び審査対象議員との面談を行った。

【参考人構成員（弁護士３名）】

①長澤 裕子 氏（坂井法律事務所）
②麻生 小夜 氏（金沢あおば法律事務所）
③長瀬 貴志 氏（山崎法律事務所）

本審査会は、令和８年６月 11 日に当該参考人会から提出された「書面意見（以下、意見書という）」の法的解釈、事実認定、および評価を精査し、その論理的妥当性を認めて当審査会の判断の根拠として全面的に準拠することとした。

４　審査会が認定した事実及び当事者の主張

4-1 審査会が認定した客観的事実

アンケートの実施と報道

令和８年２月上旬、当時の副市長不在に伴い、人事責任者である請求人が主体となって、市長によるハラスメントの実態調査を目的に管理職 63 名を対象としたアンケートを実施した。回答内容は非公表を前提としたが、同年３月５日以降に一部内容が報道された。

①３月５日の事前聴取

同日、対象議員のうち３名が議会応接室に請求人を呼び、情報漏洩の経緯等を質したが、請求人は漏洩を否定し回答を拒否した。

②３月 10 日の調査申入れ

令和８年３月 10 日午後１時 30 分頃、議会応接室にて、室内に報道機関８社程度（10～15 名程度）がテレビカメラ等を持ち込んで参集している状況で、 対象議員８名のうち７名（全員起立）が請求人１名に対し、４項目からなる「調査要求書」を手交し口頭で開示を求めた。

③百条委員会の示唆

請求人が議会議決のないことを理由に回答を拒否した際、対象議員の１人が、連名した８名の総意として「３月 23 日までに回答が無ければ、議会最終日において百条委員会設置の動議を出す」と報道カメラの前で声高に宣言した。

4-2 当事者の主張の対立

①請求人の主張

多人数かつメディアの前での呼び出し、刑事罰を伴う「百条委員会」の告知は、非公表前提の職場アンケートを無理やり開示させるための事実上の不当な圧力（脅し・ハラスメント）であり、過剰な要求である。

②対象議員らの主張

市長選直前の情報漏洩に対する原因究明や選挙の公平性担保を目的とした、通常の議員活動（資料請求）の範囲内である。報道機関の同席はプロセスの透明性確保のためであり、大声や罵声は出していない。「百条委員会」の言及は事務的なスケジュール説明に過ぎず、威圧の意図はない。

5　政治倫理基準への抵触性に関する判断（委員会の見解）

本審査会は、本条例第３条第７号が規定する「その地位を利用して、ハラスメント、嫌がらせ、威圧的な言動、過剰な要求その他の人権を侵害する行為をしないこと」の該当性について、パワーハラスメントの３要件を基準に以下の通り判断する。

5-1 優越的な関係を背景とした言動か否か

市職員（一般職）と市議会議員（特別職）との間には、直接の雇用関係や指揮命令関係はない。しかし、二元代表制および特別職・一般職の構造上、一般職員が議員からの要望や指示を拒絶することは極めて困難である。したがって、請求人と対象議員らの間には、**職務に準じた地位ないし人間関係における優位性（優越的な関係）が存在する**と認める。

5-2 政治活動上必要かつ相当な範囲を超えた言動か否か

①目的の正当性

市長選直前のアンケート漏洩に関し、管理体制の妥当性や公職選挙法等への抵触を調査するという議員側の「目的」自体は、広範な政務活動の範囲内であり、明らかに必要性がないとはいえない。

②手段・態様の不相当性

令和８年３月５日の時点で一度断られているにもかかわらず、わずか５日後の３月 10 日の調査要求は、申し入れの報道を見込んでいた点で、すべての議員がパワハラに該当する。「７名対１名」という圧倒的多数の構図を作り、過剰な集中が予測される「複数の報道機関やカメラ」をあえて同席させ、格式の高い議会応接室において圧迫感のある空間を奇貨とした点は社会通念上不相当である。

③百条委員会示唆の強制性

さらに、地方自治法第 100 条に基づく「百条委員会」は、出頭・証言義務を課し、違反や虚偽に厳しい刑事罰（拘禁刑等）を伴う「議会の伝家の宝刀」である。調査要求議員が８名ということで、可決成立の可能性が高いことを背景にした、回答要求への新たなパワハラに該当する。法的調査権限を持たない個人の一般職員に対し、任意の調査要求の段階でこの設置動議を持ち出すことは、平均的な一般職員を基準とすれば「刑事罰を受けるかもしれない」という強い恐怖心を抱かせるに十分である。これは任意の資料請求の範囲を著しく逸脱し、**事実上の回答を強制する行為（圧力を加える不相当な手段）**といわざるを得ない。

5-3 職員の人格若しくは尊厳を害し、又はその就業環境が害されたか否か

機微なハラスメントアンケートの性質上、開示の事実上の強制は、今後の有意な実態調査の実施を妨げ、適正な人事・職場環境調整職務を停滞させるため、業務に看過できない支障を生じさせる。また、大勢の報道陣の前で百条委員会設置を告知された状況は、社会通念上、請求人に多大な精神的苦痛を与え、その**就業環境を著しく害した**と判断する。

5-4 結論（最終決議）

以上、本審査会は外部専門家（本参考人会）の意見書が示した厳格な法解釈および事実認定を全面的に採用し、これと完全に一致する結論に至った。

すなわち、審査対象議員８名による本行為は、**目的の正当性は否定できないものの、その手段・態様において社会通念上相当な範囲を著しく超え、一般職員の就業環境を害する**「黒部市議会議員政治倫理条例第３条第７号に規定する「ハラスメント」に該当すると決議した。

よって、「黒部市議会議員政治倫理条例第３条第７号に抵触するものと判断した」とする請求人の主張を全面的に理解し尊重するものである。

６　審査会の意見および措置（勧告）（案）の具申

6-1 事案の評価と情状の考慮

審査対象議員がとった行為は、市民から付託された議員の調査活動としての目的自体は一定の公益性を有するものであったが、その実施方法が一般職員に過度な心理的圧力を与えた点において重大であり、議会に対する市民の信頼を損なったことを重く受け止める必要がある。

また、本件審査対象議員の中には、６名の正副議長経験者が含まれおり、地方自治法をはじめ法令に基づく議会のルールや行政手続、倫理基準を誰よりも熟知し、範を示すべき経験豊富な議員らが集団で一般職員に圧力を加えた事実は極めて重いと言える。

市民の議会に対する不信感を著しく高める結果を招いた。また、入院を理由に当日欠席した議員についても、事前に電話等で文面を確認し、８名の関与の度合いは大差なく、経験・立場に差はあるものの一議員として判断された行動であり、個別に扱う必要はないものと考える。８名の総意として百条委員会の発言を容認した点において、同様の責任を免れないと判断する。

6-2 被審査議員に対する措置（案）の具申

当審査会は、本条例に基づき、議長に対し、以下の措置（案）を速やかに対象議員らに講ずるよう具申する。

①厳重警告等

審査対象議員は、市政に関する問題意識の共有のもと共同して行動したものであり、その目的の一部には公益性が認められると考える。しかしながら、その過程において請求人に対し社会通念上許容される範囲を超える心理的圧迫を与えたことは、政治倫理上看過できない。審査対象議員らに対し、今回の一連の言動を深く猛省し、今後二度と同様の事態を起こさぬよう再発防止に徹底して努めるよう厳重に警告するとともに、文書訓告を行うこと。

②副議長・委員長等の役職辞任勧告

特に副議長という要職の倫理的責任は重いものである。そういったことも考慮した上で、対象議員が現在就いている、あるいは今後就くべき議会内の要職への就任自粛、または辞任を勧告すること。

6-3 市議会全体への再発防止策への提言

①正当な議会手続きの再徹底

行政への要望や事実解明は、個人の集団による実力行使ではなく、本会議の一般質問、委員会、または正規の議決を経た法的権限行使など、地方自治法に則った透明な手続きで行うこと。

②ハラスメント防止コンプライアンス研修の義務化

ハラスメント防止コンプライアンス研修の義務化：外部講師によるハラスメント防止・特別職倫理研修を任期期間中に１回以上開催し、全議員に受講を義務付けること。

７　おわりに（結び）

議員の正当な政治活動や調査権は最大限尊重されなければならないが、それは一般職員の人格や就業環境を不当に破壊してよい免罪符にはならない。各議員が、政治倫理条例を深く理解し、倫理・道徳感を持って行動し、市民の負託に応える議員・黒部市議会であるよう努めることを強く求める。

以上、本審査会から報告申し上げる。

黒部市議会議長
柳　田　　守　様

令和８年６月 23 日
黒部市議会政治倫理審査会
委員長 辻　　泰　久